

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成26年9月24日(水)
開会 午後 2時15分
閉会 午後 4時05分
2. 会 場 みよしまちづくりセンター 2階 会議室
3. 出席委員 委 員 長 沖 田 稔
委 員 小 根 森 直 子
委 員 藤 原 博 巳
委 員 土 井 純 子
教 育 長 児 玉 一 基
4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也
学 校 教 育 課 長 稲 倉 孝 士
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 出 口 康 子
社 会 教 育 課 長 落 田 正 弘
教 育 総 務 係 長 廣 瀬 恭 子
社 会 教 育 課 主 任 宮 西 美 裕
5. 議事日程
 - (1) 議案第24号 平成27年度就学児等の措置について(非公開)
 - (2) 議案第25号 三次市立小中学校事務職員, 臨時的任用教員, 教科指導講師(非常勤), 学校支援員, 障害児介助指導員(市費支弁のもの)の任用について(非公開)
 - (3) 議案第26号 通学区域自由化制度のあり方について

社会教育課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。委員長の挨拶をお願いします。

沖田委員長 一挨拶一

社会教育課長 委員長に進行をお願いする。

沖田委員長 それでは、教育長報告をお願いする。

児玉委員 (教育長) まず、社会教育課関係について報告する。本年5月7日から開始した東酒屋町門田敦盛古墳群の発掘調査については、8月23日に現地で遺跡説明会を開催し、9月12日に現地調査を終了した。今回調査した3基の古墳は5世紀末から7世紀中葉にかけて築造された円墳および方墳で、4号から6号の順に新しいものであり、特に6号古墳は埋葬主体が横穴式石室で、2回以上の埋葬の痕跡があることを確認した。また、出土遺物としては第4号古墳からは鉄剣(90センチ)と鉄鏃、第5号古墳からは素環頭大刀(約70センチ)や刀子、第6号古墳からは副葬品として須恵器壺、坏、坏蓋、土師器高坏などが出土している。今後は調査の結果を報告書にまとめる作業に入り、年度内の完成を目指す。報告書にまとめる段階で、さらに詳細な分析を行うこととしている。

次に学校教育課関係について報告する。9月7日に川地中学校、三和中学校、仁賀小学校の3校で運動会が開催された。これで平成26年度の運動会が終了した。

学力向上対策に関わって、全国学力・学習状況調査や広島県「基礎・基本」定着状況調査の結果を踏まえて、個別の学校指導を行うための準備をしている。10月上旬から学校指導をしていくことを考えている。

沖田委員長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題、議案第24号および25号は個人情報および人事案件であり、公開になじまないものと判断する。については同会議規則第16条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 一異議なし一

沖田委員長 それでは、議案第24号および25号については非公開とし、議案第26号については公開とする。

議案第24号 平成27年度就学児等の措置について
(個人情報につき非公開)

議案第25号 三次市立小中学校事務職員、臨時的任用教員、教科指導講師(非常勤)、学校支援員、障害児介助指導員(市費支弁のもの)の任用について
(人事案件につき非公開)

沖田委員長 続いて、議案第26号通学区域自由化制度のあり方について事務局からの

説明を求める。

学校教育課長 本市では、児童・生徒や保護者が学校を自由に選ぶことができるよう、平成17年度から中学校で、平成19年度から小学校で、通学区域自由化制度を実施している。制度を実施して10年が経過する中で、制度に対して賛否両論、様々なご意見が寄せられた。

教育委員会では、本年度において制度の評価・検証を行い、通学区域自由化制度のあり方について検討することとし、保護者アンケートを実施し、小・中学校校長会、住民自治組織、PTA連合会からご意見を伺った。アンケート調査では、制度利用者290人のうち、約90%の人から「制度利用の目的が達成でき、満足している」と高い評価をいただいた。また、この制度は、子どもたちの個性に合った教育が受けられる、意欲的な学校生活を送ることができる等を良い点と考えておられる一方で、子どもたちと地域、地域と学校とのつながりが希薄になる、校区外の広範な地域から児童・生徒が通学することにより保護者連携、地域連携が難しくなる、子どもたちの通学時の安全面でも不安がある等、制度の課題についてのご意見をいただいたところである。

制度のあり方については、これらのご意見を踏まえながら、多面的な視点、考え方に立って、様々な選択肢を比較検討し、課題解決の方策を講ずることを考えあわせて検討を進めてきた。

その結果、平成27年度から“小学校、中学校を自由に選択できること”を基本に、学校選択ができる時期を小・中学校入学時または他市町村からの転入時のみとする。これは、小学校6年間、中学校3年間、さらには義務教育9年間の継続した就学を意識して学校選択を行っていただくことを期待して改正するものである。

また『通学区域自由化制度』の見直しと併せて、『指定学校変更申立て』により指定学校を変更できる事由を厳格にした。

これら見直しにより、指定学校の変更申立てにより、平成27年3月31日までを期間として指定学校の変更を認められた者で、来年度に更新等の手続きを行おうとしている者が不利益を被らないよう、平成27年度限りの経過措置を講ずることとした。

これら制度の見直しが、課題解決の方策として有効にその効果を発揮するためには、制度改正の趣旨や制度に対する意見や思いを保護者の方に丁寧に説明し、通学区域自由化制度を利用する者の責任と自覚、学校、地域、家庭の担う役割をお互いが意識し、連携・協働して子どもたちの育成にあたる必要がある。今後も継続して通学区域自由化制度について、評価と検証をしていく。

沖田委員長 通学区域自由化制度をどう評価したか、もう少し詳しい説明を求める。

学校教育課長 制度設置目的の一つは、子どもたちのための学校改革の一環として、小・中学校の通学区域を自由化し、児童・生徒の選択肢を拡大することで、サービスの向上を図ることである。この目的に対する評価としては、保護者アンケートを実施し、制度利用者290名のうち9割近くの方から「制度利用の目的が達成でき、満足している」と高い評価をいただいた。ただし受入側の保護者、子どもたちや地域にとっては、この制度によって地域と子どもたちのつながりが希薄になる等、制度の課題についてのご意見をいただいた。

もう一つの目的は、各学校が「よりよい学校」をめざし、特色ある学校づくりに取り組むことで、学校の魅力アップを図ることである。地域の力をいただき、学校の課題を解決するために、色々な視点でそれぞれ特色ある学校づくりに取り組んでいる。ただし、どんな特色があるのか、どのような取組をしているのか見えてこないという指摘がある。通学区域自由化制度を利用されている方が学校の魅力や教育目標で学校を選ばれたというよりも友だち関係や学校の施設や生徒指導上の問題があるかないかという観点で学校を選ばれている。学校の魅力アップという面では評価が難しいが、この制度が契機になって特色ある学校づくりの取組が進んでいるという面では一定の評価ができると考える。

沖田委員長 ほかにもこの制度を評価・検証したという観点があるか。

学校教育課長 5つの観点を設け、検証している。1つは先ほどの目的に対する検証である。次に地域とのつながりという観点で検証をした。子どもと居住地域のつながりという面では、居住地域からは子どもの顔が見えてこない、通学時にその子どもを見る訳でない、地域の行事に参加ができていない、その子どもが地域の子どもたちと遊ぶ状況も見えていない等の意見があった。この制度によって子どもたちと居住地域の関係が希薄になっているとの指摘がある。制度を利用している保護者からも地域行事に参加しにくいという声がある。3つめは学校経営上の観点で検証した。この制度は子どもたちの個性や可能性を伸ばす点ではよい制度であるが、多方面の地域から子どもたちが集まってくるため、保護者連携や家庭訪問で移動距離や時間等の負担が増大している。また、通学に際しての安全上のリスクも大きくなっている。4つめに小中一貫教育との関係で検証をした。小中一貫教育における義務教育9年間を一体のものとしてとらえ、中学校区の小中学校が目指す目標を共有し、協働して継続性、発展性をもってめざす子どもを育てることにおいて、9年間の継続性、発展性の部分で整合が図りにくくなる。最後に横の連携という観点で検証した。学校、家庭、地域が協働して地域ぐるみで取り組む横のつながりを大切に子どもを育てていく「横の一貫教育」の実践に関して、通学区域自由化の課題でもある地域と学校、保

護者，子どもとのつながりが希薄になるとの懸念の部分で整合が図りにくくなる。

- 土井委員 学校教育法施行令第8条中の「相当と認めるとき」の事由で「4その他，教育員会が相当と認めるとき」とあるが，どのような場合が想定できるか。
- 学校教育課長 例えば家庭的な事情で指定学校以外の学校へ就学することが考えられる。
- 小根森委員 学校選択ができる時期を小・中学校入学時または他市町村からの転入時のみとした理由を教えてください。
- 学校教育課長 ささまざまな選択肢がある中で，まず制度の廃止について考えた。制度を利用されている方の高い評価がある中で，現時点で制度廃止という選択肢の評価は極めて低いとした。制度をそのまま継続することについては，制度の趣旨や目的，課題等を改めて保護者の方に説明し，明らかとなった課題の解決の方策を併せて講じるため，見直しをすることとした。制度の見直しとしては，選択時期の制限がある。例えば小学校入学時のみとした場合，現在最も評価が高い小学校・中学校を自由に選択したいという声に応えられなくなる。逆に中学校入学時のみとした場合も同様である。小学校・中学校の選択ができる機会を与えることを考え，学校選択ができる時期を小学校・中学校入学時とした。これにより，小学校6年間，中学校3年間，さらには義務教育9年間の継続した就学を意識して学校選択を行っていただくことが期待できる。
- 藤原委員 約90%の方から高い評価を得ている中で，制度を残していくことは正しいことと考える。問題は地域とのつながりが希薄になることである。それを改善しないまま制度を続けていくことは，いかなるものか。特色ある学校づくりを学校はしないといけないし，特色ある学校に行きたいと思う子どもが増えることは良いことである。子どもや保護者，地域に情報を発信していくことが必要である。地域にとって子どもは宝である。地域とのつながりが希薄になるのはさみしいことである。デメリットをどのように改善していくか考えないといけない。
- 土井委員 この制度をなくしていくことはよくないと考えるが，安易な選択をすることは危惧する。入学時の選択に際してはしっかり地域とのつながり等保護者に促す必要がある。
- 学校教育課長 制度の見直しをしたことも含め，様々な意見をいただいたことを紹介することや利用される方にはこのようなことをしていただきたいと記載し，制度の周知をしていきたい。申し込みがあった場合は制度の趣旨の説明や制度の利用目的等を聞き，学校や地域への協力について働きかけをしていく。
- 小根森委員 制度の検証，評価については保護者アンケートや小・中学校校長会，PTA連合会等からの意見を伺い，分析もきちんとできていると考える。その上で住民サービスという観点から，この制度を継続すべきではないかと思

う。この選択は大変よかったのではないか。選択肢がいろいろある中で小学校6年間、中学校3年間は継続してもらおうというこの選択は、いろいろ考え方がある中で最善と考えてよいのではないか。

児玉委員(教育長) 土井委員から学校教育法施行令第8条中の「相当と認めるとき」に関連して「4その他、教育員会が相当と認めるとき」とは、どのような場合が想定できるかと質問があったが、限定的に考えたらいかかと思う。経済的に大きなダメージを受けて学校を変わりたいと申出があった場合や災害があった場合が考えられる。また、いじめや不登校等やむを得ないときや予期しなかった事態でどうしても学校を変わらないといけなくなった場合のみ認めるべきと考える。安易に認めるのは避けるべきである。

沖田委員長 義務教育の段階で自ら学校を選択して、夢の実現に近づくことは大事なことである。そのような観点から通学区域自由化の門戸も開けておくという意見だが、異議はないか。

委員一同 ー異議なしー

沖田委員長 先ほど藤原委員がおっしゃったが、まだまだ学校の特色づくりに関わっては道半ばである。地域とのつながりについてこれからしっかりつながりができるよう進めていくことが大きな課題である。

土井委員 学校が地域へ見えていない。学校にも地域の声が届いていない。例えば学校だよりも地域の方との活動を載せたり、地域の方の声を載せたりと、地域と学校を結ぶ学校だよりを作っていけばよいのではないか。学校はアピールする必要がある。

沖田委員長 学校を開いていく取組が必要である。

教育次長 各学校では、保護者等に対して学校だよりを毎月定例で出しているが、地域に対しての情報発信は少ない。ホームページを作成しているが、その内容を地域全戸へ配布することは情報量が多く難しい。自治連のたよりに学校の声を載せていただいたり、支所のたよりに学校の声を載せていただいたりしている場合もある。自治連や支所等としっかり連携して、情報提供をしていきたい。

小根森委員 紙でのやりとりも続けていっていただきたいが、人的な交流も重要である。子どもがボランティア等コミュニティに入り、コミュニティの方からも子どもを誘っていただくような交流ができたらと思う。

土井委員 小さなことからでも人と人とのつながりをつくっていかないといけない。「地域を愛する」といっても人と人とのつながりができないと難しい。

児玉委員(教育長) 小中一貫教育についても保護者や地域との話ができていない。地域に出向いて話をしていないといけない。

沖田委員長 学校が地域に出る姿勢が必要である。例えば現在高齢化社会でお年寄りがたくさんおられる。お年寄りとの連携も考えられるのではないか。キャリ

ア教育や職場体験についても地域とのつながりを強めるような方向に見直していくことも必要ではないか。

小根森委員 通学区域自由化制度の継続について、前向きな継続でありたいと思う。特色ある学校づくりについては十分目的を達成したとは言えない。きちんとアピールできるように学校づくりをしていかないといけない。

沖田委員長 そもそも通学区域の自由化は学校間で切磋琢磨することが初期の目的であった。切磋琢磨とは刺激しあい励ましあうことであるが、大事なことである。もう一度学校として、教育委員会として、魅力ある学校づくりにとって何が足りないのか明らかにし、ともに子どもが行きたいと思う学校をつくっていかなければならない。また、この制度を続けていくからには誰もが課題を認識しないといけない。

児玉委員(教育長) 今までは自由な選択で、申し出をされたら全て認めていた。今後は制度改正の趣旨や制度に対する意見や思いを保護者の方に丁寧に説明し、通学区域自由化制度を利用する者の責任と自覚、学校、地域、家庭の担う役割を認識していただく必要がある。

土井委員 今回が通学区域自由化制度についての初めての評価、検証であるが、今後も継続していくのか。

教育次長 今後は継続課題についての検証や小中一貫教育への影響についての検証が必要である。

沖田委員長 今後の日程等を教えていただきたい。

学校教育課長 今回の決定について保護者への通知を10月中旬に予定している。公表については、アンケートの結果をホームページに掲載する。通学区域自由化制度のあり方のダイジェスト版を作成していきたいと考えている。学校への説明については、校長会の役員会や校長会で行う。

沖田委員長 これをもって本日の会議を終了する。